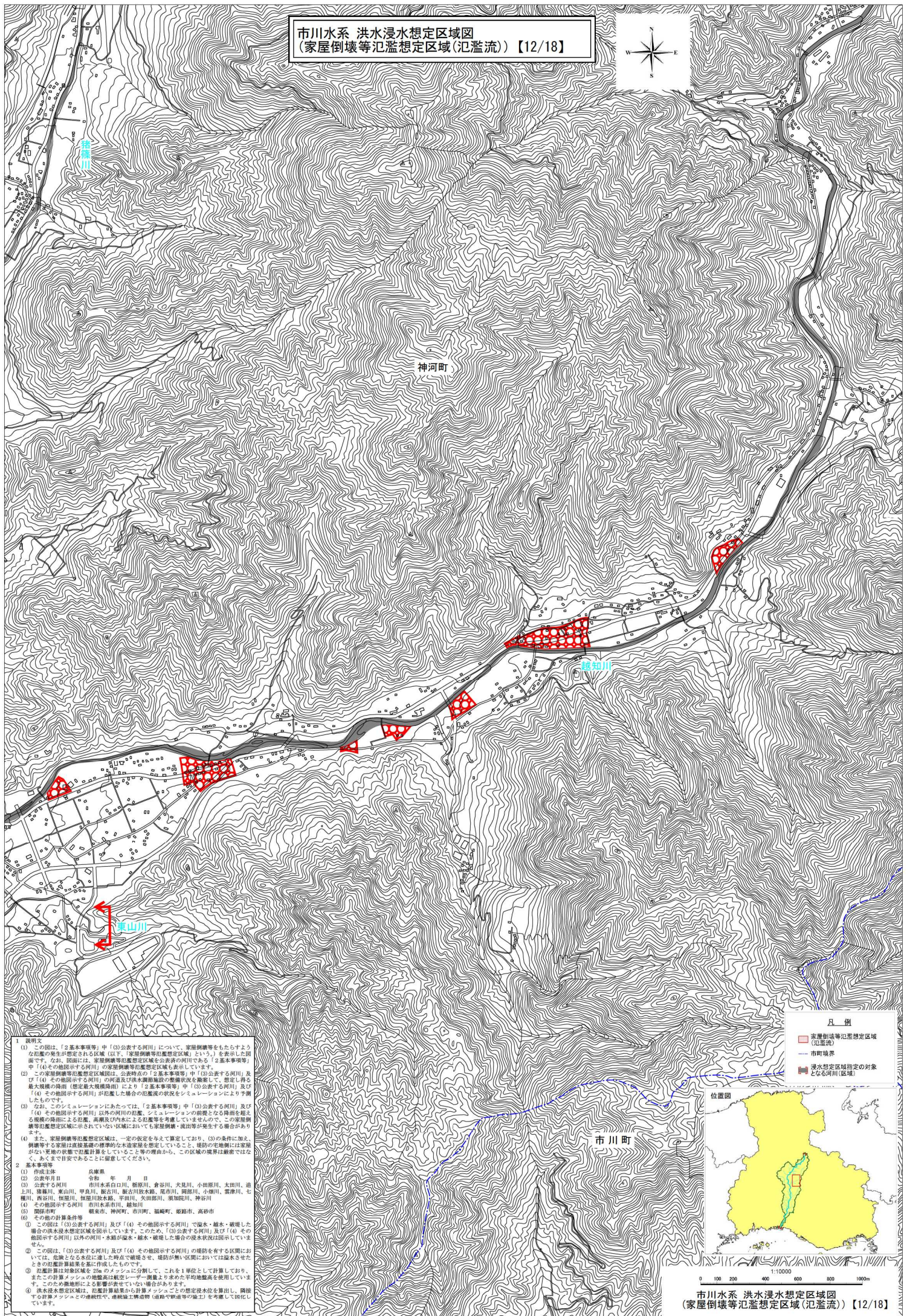


市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【12/18】



- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という）を表示した図面である。図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他指定する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の河況及び洪水調峰等の態様変化を勘案して、想定し得る最大規模の氾濫（想定最大規模氾濫）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものである。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。この家屋倒壊等氾濫想定区域に当たっては、想定河川・氾濫流が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をたて算定しており、(3)の条件に加え、氾濫等する家屋は既設基礎の構造的な水害等を想定している。現地の宅地等には基礎がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
 - 公表年月日 令和 年 月 日
 - 公表する河川 市川水系白川川、都賀川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、板古川、板古川放水路、尾市川、岡部川、小畑川、雲津川、七種川、西谷川、榎屋川、榎屋川放水路、平田川、矢田部川、須知院川、神谷川
 - その他指定する河川 市川水系赤川、越前川
 - 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、船橋市、高砂市
 - その他の計算条件等
 - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」で洪水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」以外の河川・水路が洪水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域は図示していません。
 - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で堤防が壊れ、堤防が無い区域においては堤防を有する区域との境界を計算結果を基に作成したものであります。
 - 氾濫計算は対象区域でのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。
 - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性で、連続した構造物（道路や鉄道等の橋）を考慮して図示しています。

凡例

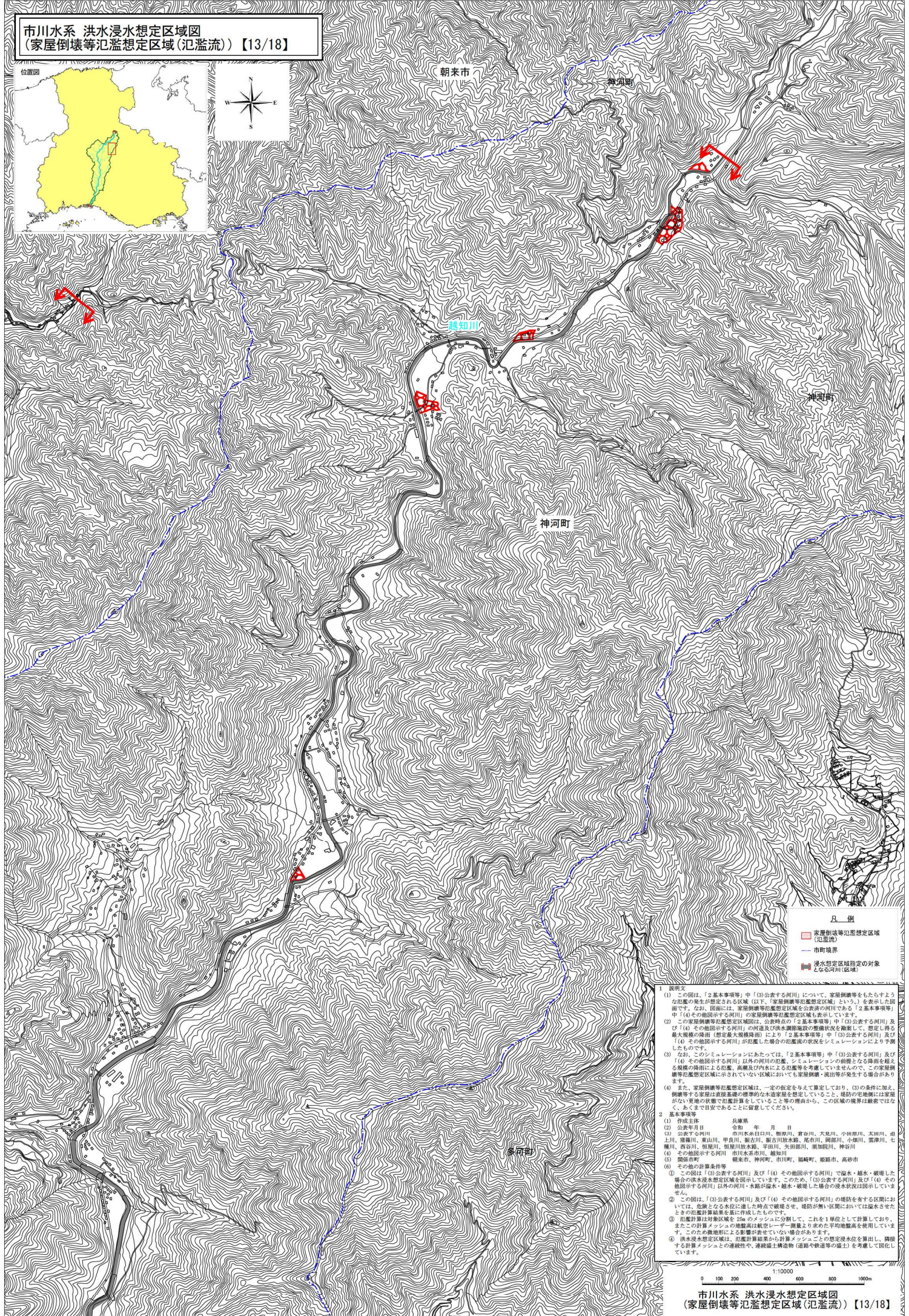
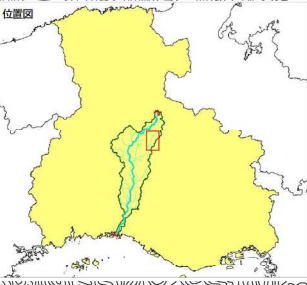
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町境界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)

位置図

0 100 200 400 600 800 1000m

1:10000

市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【13/18】



凡例

	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
	市町境界
	洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区)

説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という)を表示した図面である。図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川(以下「基本事項等」中「(4)その他図示する河川」)の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河床及び洪水履歴等の現状を基礎として、想定する最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を結ぶる地層の崩壊による氾濫、家屋及び河床による氾濫等を考慮してはいるものの、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をちて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直線基礎の標準的な木造家屋を想定していること、地形的な地形には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川水本白川、熊野川、菅谷川、大見川、小原野川、太田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、飯吉川、飯吉川放水路、尾市川、岡部川、小畑川、雲津川、七瀬川、西谷川、鹿野川、坂田川、尾谷川、尾谷川放水路、須賀川、須賀川放水路、神谷川

(4) その他図示する河川 市川水本川、越知川

(5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

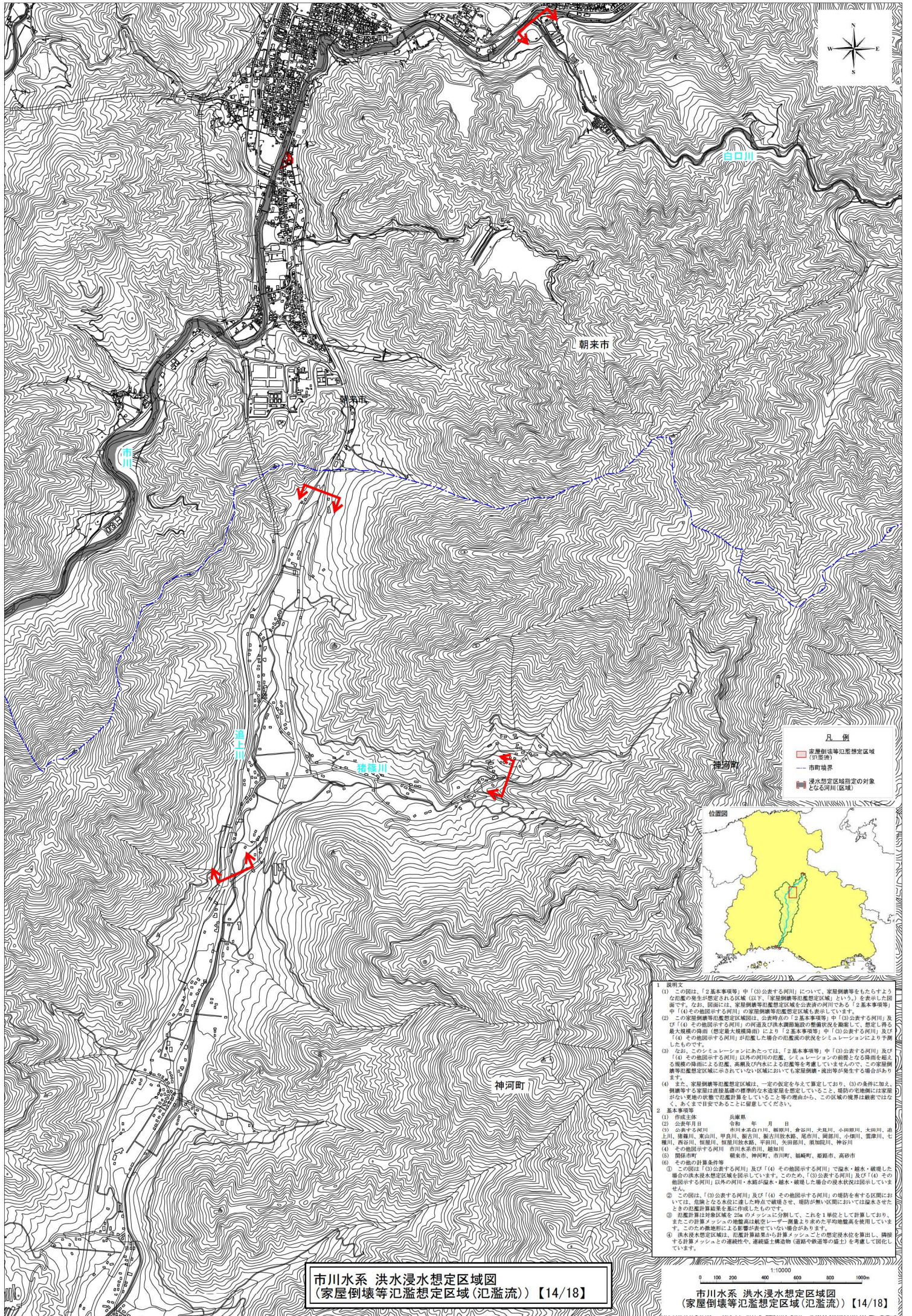
(6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で氾濫・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が氾濫・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の境目を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で破壊させ、境目が無い区域においては氾濫させた場合の氾濫計算の対象区域を別に指定したものであります。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は観測データと測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形高による影響が想定できない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構築物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

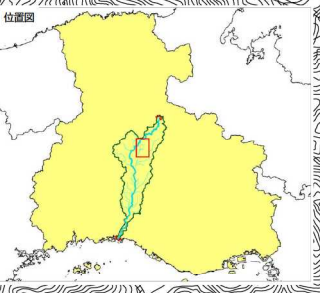


朝来市

津野町

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町境界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川(区段)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもちよるような氾濫の発生が想定される区域(以下、家屋倒壊等氾濫想定区域という)を示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定値の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫後の状況(シミュレーション)により算出したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、このシミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直線基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない(家屋の非存在で氾濫計算をしている)等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川本流白川、橋取川、倉谷川、木尾川、小田原川、木田川、迫上川、湯原川、東山川、中島川、坂田川、坂田川、尾瀬川、尾瀬川、小瀬川、尾瀬川、七瀬川、西谷川、飯尾川、飯尾川放水路、平田川、矢野原川、須加尾川、神谷川

(4) その他図示する河川 市川本流南川、越知川

(5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で漏水・越水・破壊した場合は洪水想定区域を算定しています。このうち、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・漏水・越水・破壊した場合は浸水想定区域は表示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域における氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割し、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界表は縦向き・横向きより東の方向に設定されています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続した構造物(道路や鉄道等の橋土)を考慮して算定しています。

市川水系 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 【14/18】

市川水系 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 【14/18】

